

産業常任委員会の記録

(農林振興課)

招 集 年 月 日	令和5年3月3日(金)
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	3月15日(水) 午前 9時00分
閉 会	同 上 午前10時47分
出 席 委 員	安西 博文、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、 山石 恭助、山田 寛二
欠 席 委 員	
付 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫 課長 小西 亨、課長補佐 中平 大介 係長 古谷 直樹、係長 石川 玲子
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 大谷 吉廣
付 議 事 件	1 議案第18号 令和5年度松野町一般会計予算について ◎歳入 (該当分) ◎歳出 6款 農林水産業費 11款 災害復旧費

<p>安西委員長</p>	<p>ただいまから、農林振興課所管の付託案件の審査を行います。</p> <p>議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」歳入該当分、歳出6款農林水産業費、11款災害復旧費、農林振興課・農業委員会所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
<p>小西課長</p>	<p>(業務計画について業務計画書により説明)</p> <p>予算書の説明に移る前に、別冊の資料を配布していますので、それについて説明いたします。町政の基本方針と当初予算の業務別資料としまして、農業委員会、農林振興課分を5事業提出していますが、今からの予算説明資料としまして活用しながら説明いたします。また、追加、補足説明としまして、3事業分を加算して合計8事業としています。予算に伴うものはその場面で説明いたします。2つの項目は、全体的な事業、取り組みとして説明したいので、予算に入る前に事前に説明いたします。</p> <p>まずは、上家地部落再生事業の展開についてであります。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>この事業は、業務計画でも説明しましたとおり、限界集落となってきました上家地部落を、活力のある企業の力を借りて、協働で再生していこうというものであります。2年半以上の時間を掛けて、ここまでにとどり着いた経過もあります。</p> <p>地域との協議を始める段階から、議会の理解、協力をいただきながら進めて参りましたし、経過も報告して参りました。新たな議会体制となり、再度、内容をご理解いただくことも重要と考え、経過と事業計画をまとめております。</p> <p>事業の経過を見ていただきますと、地元や事業者との再々の協議の過程や、隣接の四万十市への説明や協議、指導機関である県との調整など、様々な経過をご理解いただけたと思います。</p> <p>事業の展開欄にある事業計画につきましては、協定調印の折、太陽ファームから提示を受けました事業者の計画内容を記載していま</p>

す。どのような事業を導入するのかとともに、地域再生のために取り組む内容をご理解いただけたと思います。個々の項目については、説明を省略いたしますので、内容については、お目通しをお願いいたします。

次に2ページ、地域計画の策定についてであります。

業務計画の説明の中でも、農業委員会、農林振興課ともにこのワードが出てきておりますが、その前提の位置づけとなる人・農地プランとの関係性も含めて、少し説明しておきたいと思います。

課題・目的欄にありますように、国の考え方にに基づき、平成26年3月に農業振興プランとして人・農地プランを策定し、毎年の見直しを行っております。

令和2年度には、大がかりな見直しが迫られ、農家へのアンケート、その結果による担い手地図を作製し、それによる各部落での協議を経て、プランを再度策定したところであります。いわゆる人・農地プランの実質化であります。

今回、通称、基盤法といわれる法令の見直しがなされました。それに伴い、人・農地プランを発展させた形の計画として「地域計画」を作り直すことが、義務づけられており、農業委員会の役割、行政の役割が明確に示されています。計画はどのようなものかということ、事業イメージに示しています。

項目の1が、基盤法に基づき地域計画を策定する内容であります。今後も農業の利用が行われる区域を選定し、この法律に伴う農業振興の計画、地域計画を策定するというものであります。内容としましては、次で説明いたします。

その下の項目2をご覧ください。特に中山間地域である松野町などは、全ての農地が基盤法で選定できる地域ばかりではなく、遊休農地、耕作の困難な農地も点在しています。そのような農地は、新たな利活用を目指すこととし、農山漁村活性化法での地域指定を行い、別の方策を講じることを指示されています。今まで農地は、画

一した考え方で利活用がなされてきましたが、今回の法改正は、大きな転換点となり、同じ農地でも方向性が分かれる選択を迫られている点をご理解いただきたいと思います。

では、どのようにこの計画に対応するのかが事業の概要欄になります。策定マニュアルでも、地域内の協議により内容を取りまとめていくこととなっているため、策定期限の令和7年3月を目標に2ヶ年を掛け取り組んでいきます。行政、農業委員会の大ざっぱな役割分担は記載している通りであります。この役割分担に基づき、業務を進めていくため、それぞれの業務計画の中で、地域計画の策定といったワードがでてきたこととなっています。

折に触れ、進捗を説明しながら進めていきたいと思っており、今回は、概要的にご理解いただければありがたいと思います。予算前の説明が長くなりましたが、今から予算の説明に移ります。

議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」のうち、農業委員会、及び農林振興課所管分について説明申し上げます。できるだけ簡略化させていただき、主要事業のみ資料で別途説明申し上げますのでご了解ください。

では、歳出予算から説明いたします。予算書は77ページからとなります。

予算書77ページ中段から78ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目の農業委員会費は、11,473千円を計上しており、その主な内容は、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、事務局職員1名と、会計年度任用職員1名の人件費のほか、研修や諸会議のための旅費、県農業会議会費など事務経費であります。改選期の令和4年度に実施予定の視察研修が、コロナ禍で実施できなかったため、今年度、再計上しております。

予算書78ページから79ページ、6款1項2目、農業総務費は、26,340千円を計上しています。

予算の主な内容は、事務局職員3名分の人件費のほか、鬼北地区

農業改良普及事業推進協議会などへの会費、負担金で、町土地改良区への運営補助金1, 115千円のほか、町農業再生協議会へ支出する経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金2, 538千円があります。

予算書79ページ下段から80ページ上段、6款1項3目、農業振興費は、18, 876千円を計上しています。

農業振興に係る会計年度任用職員1名に関する人件費、18節の負担金、補助及び交付金が主なものであります。18節には、鬼北地域農業振興協議会負担金704千円のほか、各種協議会の負担金と農業振興費補助金として8, 331千円、農業団体補助金750千円、松野町特産品振興支援事業費補助金2, 300千円、ゆず搾汁施設改修事業負担金1, 970千円を計上しています。

予算書80ページ下段から82ページ、6款1項4目、担い手育成対策費は、106, 200千円を予算計上しています。新規事業、施設整備に係る部分は、資料にまとめているため、全体説明の後、個別に説明いたします。

予算の全体説明として、先ず、農業部門の地域おこし協力隊の活動に係る経費として、人件費、需用費、借上料などを、総額で16, 610千円を計上しています。農業部門の協力隊としては、活動中の2名に加え、新規2名の計4名の予定であります。

12節 委託料には、(株)松野町農林公社に対する総合営農拠点施設等指定管理料24, 000千円を計上しています。例年と比較すると、3, 000千円増額しています。この3ヶ年間は、他の事業者と同様に、経営の厳しい状況が続いています。令和4年度までは、指定管理料の不足分を補正予算にて対応してきましたが、影響が長引くことを勘案して、今回は当初予算にその影響額を算定していますのでご理解ください。

18節では、アグリレスキュー事業補助金に4, 500千円、農業次世代人材投資資金に2, 250千円、認定農業者経営支援事業

補助金に2,200千円、ページが移り、新規就農者支援事業費補助金は5,580千円、担い手総合支援事業費補助金6,413千円を例年どおりの考え方で計上しています。

特産作物推進事業費補助金8,000千円は、新規協力隊員が増加することに伴い、活動フィールドを新設するための対応であります。地域おこし協力隊起業支援補助金1,000千円は、卒業見込みの隊員に対する支援対策として予算化しています。

では、資料を説明しますので3ページをご覧ください。14節の工事請負費に計上している詳細であります。農林公社の指定管理施設である育苗施設、青果施設、梅施設の改修・修繕であり、施設整備以来、25年が経過し、劣化に伴う修繕・改修、食品衛生法の改正により、施設の改修を行うものであります。事業の概要欄をご覧ください。育苗施設関係は3工事で、順番が飛び飛びですが、(1)(4)(6)であります。接木室の環境と機能の向上、ボイラーの取り替え、育苗ハウスの防除装置の改修を予定しています。梅施設は、食品衛生法の改正に伴うもので(2)(3)であり、天井内張の設置、照明のLED化を図るものであります。青果施設は(5)で、トマトハウスB棟の養液装置の改修であります。個別の内容は、概要を記載しているため、お目通しください。工事費は、総額で25,365千円を計上しており、財源は過疎債を充当見込みであります。

次に、資料4ページ、18節の担い手育成対策事業費補助金6,700千円の内、追加拡充する内容であります。サブタイトルにあるように、農業ボランティアを確保しながら、農業への関心を持つ人材を確保しようとするものであり、新規事業となります。

農業の担い手確保対策としては、地域おこし協力隊の農業部門、農林公社での農業研修制度があります。今までも、成果、実績はありますが、幅広く担い手を確保するためには、もう少し間口を広げたり、ハードルを下げることも必要ではないかと考えています。

この事業は、農繁期、収穫期の農業支援ボランティアに参画し、農業を体験することにより、農業への関心を持っていただき、入り口に立つ人材を増やしていこうとするものであります。事業の内容、流れは、事業イメージに記載しており、移住、農業担い手への促進を図るものであります。

概要にありますように、募集は2種類を予定し、農業そのものを体験することを目的とした（１）の繁忙期対応型と、楽しむところから体験していただく（２）のイベント型を用意します。

事業費の内訳は記載のとおりであります。この事業を体験することにより、農業部門の協力隊員、農業研修生の希望者につながることや、体験そのものにより、関係人口の獲得につながることを目標としています。実際に、農業ボランティアから農業部門協力隊員の応募につながったケースもあり、幅広く担い手を獲得する点では効果があると考えています。この事業は、もともとの補助事業の受け皿でもあります農林公社が事業主体となり実践する考えであります。

次に、資料5ページの担い手経営発展支援事業費補助金を簡略に説明します。

令和5年10月から消費税のインボイス制度が導入されることに伴い、今までの非課税事業者の方も、インボイス登録と消費税の納税が必要になることが想定されます。農家も例外でなく、この制度に対応するために、消費税の申告、納税が新たな負担となります。農家においては、いきなり国税の申告に対応することでもあり、実務的な負担だけでも、過重なものとなります。

その部分を軽減するために、費用負担の一部を軽減したいと制度設計したものであります。インボイス制度導入から、導入完了までの一定期間の間、農家の支援対策として運用予定であります。

右下にある関連事業として、収入保険の加入促進に対する支援も新設しています。収入保険の加入要件は、青色申告でもあるため、

相乗的に条件を整え、農家の経営安定化につながる施策を展開したい考えであります。

なお、この4目の担い手育成対策費では、今ほど資料で説明した事業をはじめ、財源に過疎対策事業債を充当しており、ハード分25,100千円、ソフト分21,700千円を充て、合計46,800千円を充当しています。

予算書82ページ下段、6款1項5目、農地費は13,062千円を予算計上しています。

予算の主なものは、18節に、中山間地域総合整備事業の町、受益者負担金として、6,750千円を計上しています。この事業は、平成24年度から県が事業主体となり、整備を実施してきたものであり、延野々、目黒の用排水路のみとなっており、令和5年度に事業完了の見込みであります。

農業農村整備事業費補助金は、令和4年度新設の町単独事業であり、部落要望に対応するため、5箇所分の事業費4,500千円を計上しています。

12節、委託料の豊岡前中央水路改修事業環境調査委託料、次の富岡水路改修事業基礎調査委託料は、新規となるため資料にまとめております。

資料6ページの豊岡前中央水路改修事業は、豊岡前地区は、昭和57年から62年に実施した県営ほ場整備事業の一部であり、整備後35年が経過しています。地区内の用排水路は老朽化が進み、漏水が発生し、維持管理や営農に苦慮しています。平成30年度から部落要望として改修の意向が示されていましたが、国、県の事業採択は要件的に難しいものであります。

しかし、このままでは営農の維持すら困難な状況となるため、県の指導を受けながら、町が事業主体となり、国、県の交付金を受け事業を推進することとしたものであります。地元の負担もあるため、代表者を通じての協議を重ね、地元の総意を得て、今回の事業

を進めることとしています。受益等は記載のとおりであります。

事業の概要に、事業の年次計画を記しています。先ず、5年度においては、工事設計前に義務付けられている環境調査を実施します。以降は、6年度に調査計画、7年度に実施設計、8～10年度にかけて工事を施工する予定であります。事業費の総額は、175,715千円、年度ごとの事業費、項目ごとの費用負担は、記載のとおりであります。実施設計、本体工事に係る費用負担は、地元負担が5%としており、現在の県事業と同等の負担率とし、地元の了解を得ています。この事業により、用水供給が安定し、維持管理の労力、費用の軽減が図られます。

次に、資料7ページ富岡集落の農業の基本方針、サブタイトル、援農会にぎりめしの取り組みであります。「にぎりめし」とは会の名称であります。令和5年度から、施設整備にもつながる予算を計上しているため、経過と今後の方向性を説明します。

富岡地域においても、担い手不足はいなめないところではあります。他の地域と比較すると若い農業者が存在しています。若い農業者たちを地域の担い手として位置づけ、活動の経験値や信頼度を向上させながら、働く場所、稼げる場所として富岡部落の農業を展開されています。

事業の経過に、2年間の活動を記載しています。その経過の中から、集落営農組織としての法人化と、必要な農業施設の改修、整備に取り組むこととなりました。令和5年度以降の計画は、概要欄に記載しており、現時点での予定であります。令和8年度には、農業施設の改修の実実施設計と法人化を予定していますが、今回、資料により別途説明している意図はここにあります。

農業法人という新たな担い手に農地を集積し、事業を同時に導入することにより、有利な国費事業の対象とすることを目的としています。元々は、法人化、施設の改修など、個々の問題として確認してきましたが、協議を深め、総合的に有益な事業に対応しようと進

んできたものであります。

部落内の意見集約は、区長が実施されており、方向性の確認はできてきている状況であります。富岡部落も、水路の改修が急務であり、施設整備は水路をメインに行い、後は、若い農業者が生産性を高め、効率よく農業を実践するための整備を検討する予定であります。時間は掛かりますが、地域としてもかなり有益となるため、しっかり対応したいと思います。

この取り組みが一番効果的であり、地域の農業を継続、発展させる最善の対応と考えます。松野町の米を中心とした農業推進のモデルにしたいと考えております。

予算書83ページ、6款1項6目、日本型直接支払事業費は43,343千円を計上しています。予算の大部分は、18節の内、中山間地域等直接支払交付金32,226千円と、多面的機能支払交付金9,735千円であります。その他、業務遂行に必要な委託費として、12節の中山間地域等直接支払制度支援委託料1,232千円を計上しています。両制度の交付金とも、事業費の1/2が国費、1/4が県費であります。

予算書83ページから84ページ、6款1項7目の鳥獣被害対策費は32,595千円を計上しています。

令和4年度の捕獲実績は、ここ数年の状況、傾向と同様に、横ばいではありますが、高知県も含めた近隣市町の捕獲実績は増加している実情もあります。5年度の捕獲予測としては、広域な実情を踏まえながら、町の捕獲数推移も勘案して予測数値を算出しています。

予算の主なものは、7節の報償費に、有害鳥獣捕獲報償費として、10,222千円、12節の委託料に、有害獣解体処理施設指定管理料として5,000千円を計上しています。84ページに移り、18節の主なものは、鳥獣被害防止施設整備事業補助金を県補助分も含め1,600千円、鳥獣被害対策事業費補助金として7,

000千円、鳥獣被害防止総合対策交付金として7,240千円を計上しています。

予算書84ページから85ページ、6款2項林業費、1目の林業総務費は、22,457千円を計上しています。予算の基本的なものは、山林委員の報酬ほか、事務局職員3名分の人件費と各種協議会等負担金であります。今年度は、町有林の森林保険の更新時期を迎えており、11節の役務費に3年間分の保険料1,037千円を計上しています。

予算書85ページ最下段から86ページ、6款2項2目の林業振興費は、42,047千円を計上しています。

予算の主な内容は、先ず、担い手確保対策のひとつとして、林業部門でも移住者確保対策を展開するため、8節の旅費、13節の会場借上料を増額しています。12節の委託料に、森林経営管理業務委託料として8,910千円、14節の工事請負費には、令和4年度に実施設計を行いました林道桑奥線橋梁補修工事として4,200千円を計上しています。

86ページに移り、18節の内、南予森林管理推進センターの負担金が3,130千円、搬出間伐促進事業費補助金3,990千円と造林事業費補助金5,854千円を計上しています。

次に、まきステーション運営費補助金は7,000千円を計上しており前年同額であります。18節の最下段、林業新規就業者支援事業費補助金は1,540千円であり、担い手、林業従事者の確保対策であります。

林業振興費の内、財源には、一般財源の19,014千円の内、森林環境譲与税が18,481千円、その他財源の内、森林環境譲与税基金繰入金が2,170千円、過疎対策事業債が18,500千円充当されています。

林業振興費も、新規事業分を資料に記載しており、資料の最終8ページであります。

12節の委託料の内、木育推進事業用玩具作製委託料に関する内容であります。事業の名称としては、松野町木づかい推進事業としています。

松野町は約8割を森林が占める名実ともに森の国であります。その町にあって、幼少期から木に森に親しみ、興味を持ってもらうことは、今後の森林整備、担い手を確保する上でもとても重要なことと感じています。

また、木育を推進することが、林内に放置される残材の活用、引いては、森林整備の推進など、様々な観点から効果につながるものでもあります。その考え方は、事業イメージに記載しており、お目通しください。

また、この事業単体で木育を進めるのではなく、保育園をはじめ、町内各施設でも同様に木製玩具を配置し、触れることにより、相乗効果的に推進したい考えであります。

事業の概要は、対象は未就学の子どもさん全員とし、転入時に該当年齢であればその時に対応もしたいと考えております。町内産原木を使用した積み木を作製予定であります。

初年度でもあり、該当数を想定しているため、事業費は4,000千円余りですが、次年度以降は、新生児プラス転入見込みをカバーしたいと考えております。

目標は、3項目記載しており、大きいものでありますが、小さな積み重ねが大きな成果につながるものと確信しています。この事業の財源は、全額、森林環境譲与税を充当して運営したいと思えます。

予算書86ページ下段から87ページ、6款2項3目の森林基幹林道整備費は11,546千円で、予算の主なもの、林道の維持管理に必要な工事請負費、維持管理委託料を計上しています。

87ページ、18節には、県が事業主体となり継続して事業を実施しています延野々遊鶴羽線、豊岡宮川線事業に対する負担金5%

分5, 250千円と、既に移管を受けている緑資源幹線林道の受益者組合助成金1, 461千円を計上しています。そのほか、移管されている基幹林道の維持管理のための委託料、需用費、修繕などの工事請負費を計上しています。

予算書87ページ中段、6款3項水産業費、1目の水産業振興費は1, 012千円の予算計上であり、18節に広見川漁協、目黒川協議会への団体補助とうなぎ等の放流に対する事業補助金を計上しています。

予算書123ページ下段、歳出の最後、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費は、存置予算としてそれぞれ1千円を計上しています。以上が歳出予算となります。

次に、歳入予算について説明いたします。歳入については、国、県から交付を受けるもの、地元から負担をいただくものなど、主要な部分に限って抽出して説明したいと思います。

予算書16ページ上段、2款地方譲与税、3項、1目、1節の森林環境譲与税は18, 481千円であります。歳出予算6.2.2林業振興費に充当されるものであります。

予算書18ページ最下段、12款分担金及び負担金、1項、1目、1節の農地費分担金は、中山間地域総合整備事業費分担金が2, 250千円であります。これは、歳出予算6.1.5農地費の事業に充当されるものであります。

予算書23ページ中段、14款国庫支出金、2項、4目、1節の林業振興費補助金が2, 310千円であり、6.2.2林業振興費に充当します。

予算書26ページ中段、15款県支出金、2項、4目農林水産業費県補助金の1節から5節には、農業委員会交付金をはじめ、米政策補助金、担い手関連事業補助金、中山間等直払制度交付金、有害獣駆除関係補助金をそれぞれ計上しており、総額で56, 211千

<p>安西委員長</p> <p>山崎議員</p>	<p>円であります。6.1.1から6.1.7までの農業関係支出予算に充当するものであり、詳細はお目通しください。</p> <p>予算書31ページ上段、18款繰入金、2項、4目、1節の森林環境譲与税基金繰入金は2,170千円であり、6.2.2林業振興費に充当しています。</p> <p>予算書34ページ下段、最後に21款町債、1項、1目、1節の過疎対策事業債の内、農林振興課分が細節、過疎対策事業債ハード事業分として38,500千円、ソフト事業分として40,100千円の合計78,600千円が含まれており、歳出予算で説明しましたとおりそれぞれの事業、予算に充当を行います。</p> <p>大変長くなりましたが、以上が令和5年度松野町一般会計予算の内、農業委員会、農林振興課所管分の説明であります。</p> <p>よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p> <p>何点か絞ってお聞きしたいと思います。</p> <p>農業委員会活動の推進というところで、農地法の改正ということで、かなり抜本的な改正のように私自身も受け取ってるんですけども、メリットデメリットがものすごく多いような法改正のように思ってます。個別の案件に対して、適正な判断をするっていうのがかなり難しいのかなというふうにちょっと思ってるんですけど、その辺の判断する基準とかこういうことに気をつけて判断するというような基準的なものをお聞きしたいのと、次のページの農地等の利用の最適化の推進というところで、農業委員会としては集積とかそっちの方向がかなり強いように思ってるんですけども、私が経験してるとかお聞きしている内容でいくと、集積もものすごく大事だとは思いますが、できるだけ離農させないっていう、維持管理をできるだけ年齢いかれてもしていただくっていう方が、農地の保全という面で</p>
--------------------------	---

は、そういう活動っていうのも重要なのかなというふうに思ってるんで、その辺の政策的なことも、もしお考えにあるのならお聞きしたいのと、もう1つはここでのお願いなんですけど、農業分野でのテクノロジーの進化っていうのが今ものすごいんですね。年間何回か、全国的に展示会とか見本市的なものやってるんですけども、かなり高齢化と過重労働化を助けるようなテクノロジーがいっぱいあります。

そういうのも、理事者含めて担当課も含めて、1回やっぱり見ていただきたいなというのを強く思ってます。必ずヒントがあると思います。

私は仕事柄見てるんですけど、やっぱり今の高齢化、重労働化を助けられるようなテクノロジーがいっぱいありますので、是非、そこはお願いですけど一度見ていただきたいと思っております。

もう1つですね、上家地の養豚業者の再生事業なんですけど、今まで議員という立場でなかったんで、経緯とかを今回、改めて見させてもらった形なんですけれども、やはり地元、そして下流域の住民の方の合意形成を積極的に進めるということは、なかなか、住民とか下流域の人にとっては難しいんだらうと思うんですけど、ここでもうたわれている信頼関係とか、そういうものっていうことが重要だらうと思っております。

お聞きしたいのは、そこがしっかり、住民の方が御理解していただけるかどうか、この場をお借りしてはつきりお聞きしたいなというふうに思っております。

あともう1つ、地域おこし協力隊の経験年数に応じた、的確な指導育成というのをうたわれてるんですけど、農業を目指して地域おこし協力隊の方がたくさん松野にも来ていただきました。

その中で卒業と同時に、就農して農業で食っていくっていう人がやっぱり少ないように思います。

協力隊の方からの意見もお聞きしてるんですけど、やっぱり目指している農業の形態と、研修を受けれる農業の形態に違いがあるんじゃない

ないかなというふうにちょっと私は感じています。

目指してこられた方の最終的な農業の在り方、当然農業で食べていくっていうのは本人の決意もかなり強いものがないと、農業で食べていけるっていうことはできないと思いますんで、その辺を協力隊の方の将来のビジョンというのを早く描いてもらって、それに向けて支援していくっていう、方法をとっていただきたいなというふうに思います。

あとスマート農業導入に向けた、実施事業の展開っていうのがあるので、先ほどの検討もつながるんですけど、早くテクノロジー、今の最新の農業のテクノロジーというのも御理解いただきまして、是非、スマート農業の先進地っていうものを目指した政策っていうのを打っていただきたいと思います。

小 西 課 長

まず、農地法の改正のことをごさいます。このことは業務計画ではあまり触れませんでした、農業委員会の中では非常に大きな転換点になることをごさいます。

どういうことかと申しますと、農地法の縛りでは3条許可といひまして、農地を貸し借りする、そして売ってもらう、譲ってもらう。その基本的な根拠となる農家としてのとらえ方として、農地を所有したり、借りたりして農業する最低面積、下限面積というのがありますが、それが農地法では、5反、50アールという縛りがあります。地域によってその5反が面積が広いので、特段面積というのを設定して、地域内の面積を設定してもよろしいですよという決まりがありますので、松野町を含め、近隣の農業委員会では、3反、30アールとして設定しているところが多いようです。

今回の農地法の改正では、その下限面積の撤廃ということが決定しておりまして、これがもうすぐ来ます4月1日から運用が開始されます。

そして、申合せのルールとして、3年3作、農地を取得して、借りてその農地で農業を営むということで農地を買ったり借りたりした

時には、通常の運用のルールとして、3年3作、3年間はしっかり農業した上でないと、農地を転用してはいけません、人に譲ってもいけませんというルールがありますが、その基本的な申合せ事項も撤廃をされます。

これは、農業委員会を運営している私たち、そして農地を守らないといけない立場の人間からしますと、基本的な1番の1丁目1番地の考え方が撤廃されるということで、非常に現場としては困惑しております。

これの大きな考え方は、国が、農地の流動化が進まない、足かせになっているのではないかと、もう少し農地をたくさんの方が持てるようにしたいという意向もあってこのような改正がされたわけなんです。やはり、この基本的な考え方で運用してきた組織におきましては、非常に困惑する内容であります。

1番の危惧している点は、やっぱり投機的、投資的な目的に農地が使われるのではないかとということが1番危惧されておまして、本来、農地が持つその役目、農業を営むフィールドになるための農地が、別の意味での投資目的になっては、それはやっぱり本末転倒、困ることになるんですが、基本的な部分のルールが撤廃されますと、その辺りの見極めは非常に難しくなってくると思います。

ですから現場としては、その点についての運用をしっかり現状の申請と現実に見極めまして、審議をしていくということで、農業委員会でも、自主的な研修も重ねて、来るべき時に対して皆さんの識見を高める自主研修をしているという状況でございます。

何せ実情に応じて判断をすと言っても、なかなか難しいところもありますし、地域の農業委員さん、自分のフィールドは必ず見えていると思いますので、農業委員会の委員さん、推進員さんの意見を聞きながら、現実合った適正な農地の管理をしていきたいと思っております。

そのあたりが、農地法が大きく変わる改正点になろうかと思いま

す。

それにあわせて先ほどから言っております基盤法が変わって、地域計画を作れというのも非常に大きな変換点で、人農地プランというのは2年前に実質化して、人と農地のマッチングをより具体的にした実情がありまして、それをもう1つ、段階を踏み込んだ計画を作れと言われておりますので、各自治体においては非常に労力のかかるものでありますけれども、国が示しております農業を進めていく上では、農地の将来性をしっかり明確にしなければいけないということが目的でございますので、あえてしっかりと対応しようと、私たちも準備をしようと思っているところであります。

その基盤法が変わることによって、今、農地の貸し借りは、基盤法の集積計画によって貸し借りをするのがメインでありますけれども、この地域計画ができることによって基盤法の貸し借りというものの制度がなくなります。

そうすると、農地法で農地を貸し借りするか、中間管理事業で農地を貸し借りするかなくなります。

今まで3通りあって、町の権限で貸し借りができて、その期間が済めば、もうその貸し借りの権限も一切なくなる、1番農家にとっては貸し借りのしやすい基盤法の集積の計画の条件がなくなってしまうので、そういう点も地域計画を策定するのと同時に、どうやって有効に農地を貸し借りして、集積を進めていくのかという非常に大きな農業委員会としての役目が残っておりまして、その点、業務計画では触れておりませんが、農地法が改正されたことを、基盤法が改正されたことによって、農業委員さんの責務というのは非常に細やかで、難しいものになってきているということがありますので、その点ちょっと具体的には触れておりませんが、そういう意図があって農業委員会の農地法の改正に対応するという文言を書かせていただいておりますので、せっかく質問していただきましたのでちょっと長くなりましたが、お答えさせていただきました。

農業委員会、非常に厳しいんだなということをまた議員さんも、御理解いただいて、農業委員会の方が地域で集積をしていくということは、非常に難しい問題もはらんでおりますので、これは農業委員だけの問題ではなくて地域全体が、農業をどう推進していくか、農地を有効に使っていくかという問題に直面している現状でございますので、地域全体で当たらないと、この問題は解決できないし、担い手の確保もできないと思っておりますので、またその点で、皆様の御指導はいただきたいというふうに思います。

そして2番目の質問に若干入っていたようなところもありますが、国は、やはり大型の農業をメインで、事業を計画しておりますので、やっぱり広大な農地を、1つの農業者とか法人に集積して、大型の機械で効率よく農業をするというのが今の国の考え方であります。

そうなりますと中山間地域で零細な農家、そして中山間の谷部に広がった農地を補完しているうちに、真逆な考え方になりますので、国が言っている集積だけを進めていくのでは、松野町の農業は補完できないというふうに私は考えております。

これは農業委員会でも、皆さんも含めて、その考え方でいらっしゃると思いますし、愛媛県の農業会議で、事務局長会議とかをやりましても、そういう意見がたくさん出てきますので、国の考え方と愛媛県四国の中の農業はあまりマッチしていないというのは現状としてあると思います。

その中でどうやって集積をしていくかということと、先ほどから言われております、離農をさせないためにどうやって仕事を進めていくかということが非常に鍵になると思います。

業務計画の中にありましたように、地域内の人材の掘り起こし、これが大事かなというふうに思います。

今、自分の農地を、兼業農家としてやっている方、まだ少し余力がある方はできたら隣の農地が、おばちゃんがなかなかもう農業できなくなった場合に、一緒にやってあげてやとかいう話は、人農地プラン

の話の中でも、各部落の中で出てきている話であって、そこを補完することによってまだ5年10年は、地域の中の担い手で地域の農業は保っていきけるんじゃないかという話はたくさん出てきております。

それは非常に私も重要なことと考えておまして、当面の農業を進めていく上で、可能な人が地域の農地を補完して協力していくということは進めていきたいというふうに考えております。

それだけで継続的な農業ができるかということそれは難しいと思いますので、ゆくゆくは違った政策を考えないといけないと思いますが、それをどう皆さんの意見を聞きながら方向性を進めていくかということが、地域計画の策定につながるのではないかなというふうに考えておりますので、そういう視点を踏まえながら地域の中での協議を進めていきたいというふうに考えております。

そして3番目に御質問いただきました最新技術の導入とか、1番最後にあったスマート農業の導入、これも私たちも全然関知をしてないわけではなくて、できれば導入していきたいというふうに考えておりますし、事業者が展示会をする場合とか、新たな技術があった時のそういうリモコンの草刈り機であるとか、アシストスーツであるとか、そういうものは指導班とか、いろんなところが展示をしたり、実践をしてくれますので、私たちもそういうものの利便性というものは感じております。

導入したいんですがやはり農業施設が老朽化しとるとか、水がなかなか簡単に回ってこないとか、その導入したいけど施設整備が整わない場合もたくさんありますので、そういうものを、どう改善すれば利便性の上がる、そういう技術が導入できるのか、そういうことは、豊前の水路とか、富岡の改修とか、そういうところで実践をしたいなというふうに考えておまして、若い人たちが効率的に農業を進めるにはということを少し言いましたが、やはりスマホで、ボタンを押せば、水が出たり、止まったりっていうシステムはもう既にあります。

でも、そこに常時水が来てないとそのシステムを使えませんのでや

はり施設整備との関連性が重要になってくるのかなというふうに考えております。

改修をするには、今後そういう利便性、ICTの技術を導入した利便性の図れる施設整備というのを取り入れないと、今あるものの老朽化したのをすげかえるだけでは、やはりこれからの農業には耐えられないし、若い人たちが、この農地なら僕は農業をやってもいいよってということにつながりませんので、そういう論点も含めて施設整備等この技術の導入は、取り入れたいというふうに考えております。

そして展示会が東京とか、千葉とかで開催されておりますことは私も存じておりますし、できれば、そういうところに足を運んでみたいなということも考えておりますので、是非また、そういうところで、松野町にはどういう技術がマッチングするのかということとはまた、目で見ながら感じさせていただければいいかなと思いますので、またよろしく願いをいたします。

上家地の件でございます。

この件は資料にもまとめまして経過もお見せいたしました、やはり地元の住民が、これを受け入れるかどうかということが非常に鍵になりますので、そこに時間をかけましたし、合意形成をさせていただいたつもりであります。

協定の締結式にも、地元もしっかり来てその締結を見てくれと、ただ区長はここで紙切れにサインするだけじゃなくて、みんなの意思として、協定には参画しようということで、上家地からも多数の人に来ていただいて協定は実施をしております。

養豚事業といいますのは、最近は無排水施設といいまして、事業の排水が一切外に出ない施設を使って飼育されておりますので、環境に対しての心配は一切ないというふうに私も認識をいたしております。

理屈で聞いても、なかなか理解ができないということもありますので、上家地地域の人たちを連れて、太陽ファームさんが運営をしております今1番新しい野村の養豚場、今度上家地で導入しようとするシステ

ムと同じ施設を見ていただきました。

それも含めて、上家地の人たちは、この施設であれば上家地でも導入しても大丈夫だろうということで、確認をさせていただいておりますので、そういう点では私は上家地の人たちは、今回、太陽ファームさんの力を借りて、地域を存続させるためにこの事業に乗るということで、意識統一をさせていただいているというふうに認識をしておりますし、実際に、区長さんの言葉にもありますように、不安がないわけではないけれども、今回、太陽ファームと一緒に手を握って、上家地の再生にかけたいということをお願いしておりますので、その不安がなくなるように、協定の中で町が入って、調整役をするということをお願いしておりますので、その点しっかり努めて参りたいと思います。

下流域の方々については、やはり昭和の時代の養豚の悪いイメージがまだ残っておりまして、幾らそれは現状の施設等のことを説明しても、感情的な部分は拭い去れないところがありますので、最終的に絶対、分かったということは難しいのかもしれませんが、丁寧に説明をしてちゃんと、地域再生のためにこの事業をやっているんだということを御理解いただいて、上家地再生のために、下流域も一緒になって、この事業を後押ししていただけるように、これは続けて努力をしていきたいというふうに思っております。

あと、協力隊の関連でございます。

これは、担当してる私たちも、実際にどうやって農業を進めさせて、これを生業にして卒業させるのかということは、簡単ではないことは十分分かっておりますし、多面的な農業がありますので、やりたいことをやらせてあげたいという気持ちもありますけれども、やはり、ある程度うちが、協力隊を育てるためには、テーマを絞ってそれに沿って進めていくことをしないと、たった3年間で農業をマスターして、1人親方として出ていくということは非常に困難だというふうに考えております。

協力隊ですので移住者ですから、町内に縁があったり、農地があったりするわけではございませんので、そういうところを補完するために、1つの政策として、加工桃を中心に農業を展開しているということでございます。

ですからその辺と経験値を積む中で、やりたい農業との違いというのは、どの協力隊の中からも出てきますので、そこを上手に調整しながら、やりたいことの芽を摘まずに生業としての基本と自分がやれることの農業の融合を図っていくのが非常に大切になりますので、その点一人一人考え方も違いますし、経験値も違いますので、丁寧に対応しながら、卒業した人間がやっぱり定住をして就農するということが1番の目的であります。

その手段として農業のやり方があると思いますので、そこにこだわらずに、やはり1番の目的である定住をしていただくことと、就農していただくことに、いかに近づけるかということで努力を続けていきたいというふうに思っております。

ちょっと質問が多かったので全てに答え切れているかどうかわかりませんがまた、漏れている点がありましたら御指摘いただけたらと思います。

山 崎 委 員

きめ細やかな説明で理解できました。

あとは要望になるんですけども、ちょっと小規模の農家の方の離農を防ぐという部門での、ちょっとお答えではなかったように思うんですけども、僕がちょっと思ってるのは、できるだけ今耕作されている方が、農地を充てるのではなくて、少しでも長い間、作業は受託にお任せしても、ふだんの水の管理ですとか、そういう部分、草刈りも受託したとしてもそういう管理の部分だけでもやってもらえれば、農地の耕作放棄ってということになりにくいんじゃないかなと思うんで、そういう政策があれば、そういう政策も盛り込んでいただきたいなというふうに思っているところであります。

上家地の問題については十分理解ができました。

山 石 委 員	<p>ただ流域の方のこともあるんで、やはり信頼関係で丁寧な説明っていうのが必要になろうと思います。その努力は恐らく、解消されても必要だろうと思いますんで、その辺は継続して、そういう努力をしていただくようお願い申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。</p> <p>先ほど山崎委員の質問と重複するところがほとんどなんですが、上家地の養豚経営についてですが、現在上家地では17世帯30人ぐらいの集落なんですが、ここにその事業を誘致するということは、移住者もあり、また子どもも増え、部落が再生することで、私はものすごく賛成しておるんですが、以前にもこの話があって、環境問題で四万十市などとの話が決裂して頓挫しとるということがあるので、その辺を心配しとるんですが、その辺のことと、10数人の雇用ということが出とるんですが、その辺の雇用の目途なんか立っとるんでしょうか、その辺をお聞きします。</p>
小 西 課 長	<p>上家地の事業の内容でございます。</p> <p>以前、10年ほど前にも、養豚をやりたいということで、計画があつて反対を受けたということは十分分かっておりまして、同じ轍を踏まない、そういうことにならないために、ただ単に太陽ファームさんに養豚をやってもらおうという話だけではうまく進まないなということをも十分分かった上で、今回は、上家地がどう再生するために事業を起すかという論点から、協力していただける事業者に依頼をして、その力を借りたいと、それがたまたま太陽ファームさんが協力してやると言ってもらったので、今回また同じ養豚事業をやっているということなんですが、四万十市側、隣接のところの反対があるというのは十分私たちも分かっておりますし、上家地に話を持っていった時に、私たちは先ほど言ったようなプロセスを踏んでよく分かったと理解をした、で太陽ファームさんと一緒にやりたいということをお願いしたんですが、やはりその次の言葉が、やはり昔の養豚があつて、中家地、下家地の人に迷惑かけて、その人たちが反対をするだろうか</p>

ら、そこにしっかりと説明をしてほしいというのが上家地の人たちの御意向でもありましたので、あえて四万十市のほうへ説明に行ったというのが経過でございます。

先ほど言ったようにこれは今はもう河川に水が出る施設ではありませんので、環境問題、昔の養豚と比べると、全く河川に影響はないと言っても過言ではないぐらいの施設整備をされますので、そういう点では、苦情が来るような状況は心配はしておりませんが、100%と絶対言いきれぬかと言いますとやはりいろんな状況があると思いますので、そこはしっかりと事業を推進する上で気を付けていかなければならないと思います。

この点については、四万十の市長さんにも何回も会いまして、支所を通じて対応するというので、四万十市もしっかりと対応をさせていただいておりますし、西土佐地域の区長会、それと四万十の西部漁業組合の会議とか、そういうところでも、この話が出てきておりまして、折に触れ四万十の支所長を通じて、情報を提供してその都度御理解をいただいているというふうな状況を踏まえております。

1回上家地の人たちからの要望もありましたので、町長を筆頭に中家地、下家地の人たちを集めて説明会もしました。

非常に厳しい意見もいただきましたし、なかなか御理解いただけない状況も把握をしておりますが、それでも上家地の人たちがこれにかけて、地域再生をしようとするまで否定されているかというところは違うかなというふうに感じております。

やはり、養豚事業についてのアレルギーがあるのかなというふうに思いまして、そこ上家地が再生することの折り合いをしっかりと分かって、つけていくことがこの事業の鍵ではないかなというふうに感じておりますので、その辺は先ほど言われましたように、丁寧に続けて、事情があったとしても続けて参りたいというふうに考えております。

あと、上家地の地域の中がどのように活性していくのか、雇用はどうするのかということでございますが、基本的には、町内の雇用の希

	<p>望者があれば、優先して雇用をしていくというのが、協定の中にも書いてありますし、太陽ファームさんもそうしてあげると、そうしたいというふうに考えておりますが、やはり町内だけで、あれだけの施設を運営するスタッフを賄えるかという、それはなかなか厳しいと思います。しかし太陽ファームさんは全国的なところから人を雇用してくる力を持っておりまして、現在でも100人近い従業員も全国各地から集めてこられて、非常に若い人たちが農業に汗を流して、生き生きと仕事をしている姿を見ることができます。</p> <p>そういうところもひとつ太陽ファームさんにかきたいと思う気持ちのひとつでありますので、是非そこは、太陽ファームさんの持たれている力を借りて、上家地に社員寮を作って、あそこに若い人たちを住まわせながら、地域の一員としてこの事業に取り組むということが、1番の社長さんが言われている事業の参画の大きな目玉でもありますので、そういう点も力を借りながら上家地が再生していけるかなというふうに考えているところです。</p> <p>絵に描いている状況では非常に素晴らしいものでありますので、それが、そのとおりに進んでいけるように、私たちも後押しをして、しっかりとこの事業が成功するようにしていきたいというふうに考えております。</p>
山 石 委 員	<p>ただいまの説明で、現在の養豚の経営についてはよくわかりました。</p> <p>ただ、上家地地区は少子高齢化の典型的な限界集落になっておりますので、本当にそういう事業が誘致されれば再生ができるんじゃないかと私も賛成しております。</p> <p>今後ともまた、そういう面でよろしく願いいたします。</p>
山 田 委 員	<p>初歩的な質問になるんですけども、最初に営農のボランティアについて、農業に接してもらって体験してもらおうという意味では大変いい取組ではないかなと思うんですけども、今までの実績とか今後どのように、具体的に取り組んでいくのか、対象はどのような方を対象として、</p>

ボランティアを募っていくのかいうのをちょっとお聞きしたいのと、あとインボイス制度、これについてもちょっと初めてというか、最近聞いた言葉なので、これの必要性とかメリットとか、そういったものがあればまた教えていただいたらというふうに思います。

それともう1点は、サルの被害についてなんですが、以前かなりサルが多くて、家の方にも屋根の方に上ったりいろいろ、かなり被害というか、物をとられたとかいうのがあって、一時期困った時期があったんですけども、しばらくして頭数が減って落ちついていたんですが、また最近ちょっとちらほら見かけるようになりましたので、そこから辺の追い払い対策とか、今後どのようにそういった対応をしていくのか、具体的にありましたら教えていただいたらというふうに思います。

小 西 課 長

営農ボランティアの関係でございます。

これは初めて事業を起こしたもので、計画どおりになるべく進めていかないといけないなというふうに思っております。

このことを作った目的は、ちょっと説明しましたように、やはり協力隊の制度とか、農業研修生というのはいまもう、農業絶対やりたいって人が窓口に立つ制度であって、就農してもらおうとか、移住してもらおう人にはすごくマッチングするんですが、やはりそこにいきなり誰でもかかれでも呼び込んでくるっていうのは、なかなかハードルが高いかなというふうに思います。

私ももう何回も大阪や東京の移住フェアに行きまして、おぼろげながら移住はしたいし、田舎なら農業かなとか林業かなっていう状況で来られる人もたくさんおまして、その人に、もうかちかちにマストで農業をやってみませんかって振ると、やはりこう一歩引いて、違う移住政策に行ってしまうっていうことも多々あります。

ですから、10人来て10人がこの制度に農業とか林業で移住したいっていうかというのと、やはり地域を見ながら移住したいとか、四国に行ってみたくて、何ができますかとかいう話が多々あるわけなんで

す。

ということは、やはり農業を経験してもらいながら、移住も感じて
もらいながら、ここに来ないとわからないことをまず経験していただ
きたいというのが、この農業のボランティアを始めて、農業に触れる
機会を作ってみようやというのが、このボランティアの起こりでごさ
いますので、できればそっちに行っていたきたいっていうのももち
ろんありますし、交流人口を増やすという話もしましたが、やはり外
からボランティアをしに松野に出入りしてもらうことは、松野のサポ
ーターになる可能性の人も中には含まれておりますので、そういう観
点で、農業の最終的には実践者も増やしたいし、松野に来て、松野に
触れる人も増やしたい、そういう切り口になればいいなというのでこ
れを設計したわけでございます。

そういう点でですね、これがどう就農に結びついていくかというこ
とは、やってみないと分からないところもありますけれども、まがいな
りにもハードルを下げ、農業体験しましょうというところから始めれ
ば、やっぱり松野の状況を見せたり、風光明媚な自然を見せてその中
で、自然に触れながら農業ができるのかということを説明すると、1回
松野に来てみたいっていう人はいてもらうと思います。

行きたいなっていうのはたくさんあるんですけども、やはりハー
ドル高い農業を目指してくるっていうことになると、尻込みをされる
ということがありましたので、そういう観点から、もう少し、誰でも
農業に触れる場所を提供したいということで、この制度は設計してお
りますので、そういう御理解をいただければというふうに思います。

消費税のインボイス制度のことは、これは国の消費税をどう扱うと
いう制度でございますので、それを説明するとすれば、やはり町民課
の税務の担当であったりするのかもしれませんが、余り深く説明す
ることはちょっと差し控えさせていただきたいとは思いますが、
消費税っていうのは、事業費が1千万以上の方が支払いをする制
度であって、1千万以下の事業者は今まで非課税免税の事業者でごさ

います。

その人は、変わりはないんですけれども、このインボイス制度っていうのは、その消費税を支払う登録を受けた番号を付して、請求書や領収書に明記をしなければなりませんので、それを登録していない非課税の人は、インボイス制度に登録した領収書や消費税の請求書が発行できないという現状になります。

それは、普通に消費税を払っていただく、消費者に対してだけ販売するのであればそれでいいんですが、事業として取引をする場合に、消費税を支払ってない人の品物を、消費税つきで買った場合に、次の事業者はその消費税を、経費の中の消費税として経理をすることができなくなるということが含まれております。

というのは、消費税を支払っている事業者が、お互い消費税を払っている人から仕入れた場合に、その差額分だけ消費税は事業者としては払うんですが、この人が消費税をとったときにその人が非課税だった場合、その人の消費税は、結局納税されないもので、こちら側としては控除ができないということにつながってきます。

そうすると、消費税を払ってない人からは仕入れないよっていうことにつながるんで、非課税の免税の人たちも、もう消費税を払ってほかとの取引を継続していかなければならない状況があるのじゃないかということをお慮しております。

ですから、もうそういうことはできないよと、農業をやめたっていうことになることが私たちは怖いので、制度に乗っかって、インボイスも対応して、消費税も払いながら、経理もしっかりやっていきましょうねっていうことを、農家の人に訴えたいなと思ってます。

それは、農家負担につながることになるので、一定期間、インボイス制度の導入がもう100%終わるまでの間、税理士さんとか、そういう税務の専門家に業務を依頼するであるとか、いうことの後押しを少ししたいと思ってこの制度を設計しておりますので、そういう御理解をいただければと思います。

あとサル被害です。

これはやはり群がどこに行くかとかいうこともありますし、昔はサルは群で動いてたんですが、群れ別れしたサルが出てくるという可能性も例外的にはあります。

うちも猟友会の人たちが苦慮して、サルはとってくれておりますが、やはり鹿やイノシシと比べて非常に取りにくいものでありますし、くくり罠をかけたからといって、サルが引っかかるわけでもありませんので、やはり桃の時期ですとか、そういう時期にサルが出た時には、待ち伏せをして、やはり銃で打ってもらわないとなかなか取れないということになります。

もしくは大型の捕獲檻を設置して、餌付けをして、集団で入った時に取り去っていくという手法もありますがそういうことになると、施設整備をしたり、非常に長い時間と労力を費やしますので、なかなかそれは難しいところもあります。

そういうことでサルの駆除っていうのは非常に1番、やっかいもんで難しいところがありますが、駆除の実績もありますので、また引き続き猟友会の方にもお願いをして、サル被害の軽減については、また御協力をいただきたいなというふうに思っております。

サルも、昔と比べると、出没する機会とか場所が動いてきているところは、確かにあると思います。

一時期、県の事業を借りまして、五郎丸団地に捕獲檻を設置して、あそこで10頭近く集団で捕ったこともありまして、それから一時期減ってございましたけれども、やはり、それが愛南町に移設したり、また鬼北町で違う事業でそういう檻を設置すると、やはり群れがあまり自分たちの危険のないところに動いてくることも確かにあると思います。

それでまた松野町で目撃情報が出たりとか被害が出たりしていることもあるかもしれませんので、それは追い払いも含めましてまた猟友会と協議をして、できるだけ農家が被害に遭わないように、頑張っ

山 田 委 員	<p>ていきたいと思いますので御理解いただいたらと思います。</p> <p>詳細な説明でよく理解できました。</p> <p>特に営農ボランティアについてはいい制度やと思いますので、是非、積極的にというか取り組んでいただければというふうに思います。</p>
安 西 委 員 長	<p>他にありませんか。</p> <p>質問が無いようであれば、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております、議案第18号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
安 西 委 員 長	<p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」歳入該当分、歳出6款農林水産業費、11款災害復旧費、農林振興課・農業委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年4月27日</p> <p>松野町議会産業常任委員会委員長 安西 博文</p>